

## 「菰野町子どもの権利条例（素案）」に対する意見公募の結果について

- 意見提出者数 5名
- 意見の概要と町の考え方は以下のとおりです。

該当項目	意見の概要	町の考え方
全体	<p>菰野町子どもの権利条例に関わって第1条～第6条の構成で作成立案されていることについては賛成です。内容的にも問題ないと思います。</p> <p>ただ、この菰野町子どもの条例文を18歳未満の子ども達が読んだ場合でも理解できる程度の解釈文書（条例説明）を作成されたらどうかと考えます。ご検討ください。</p>	<p>ご指摘の内容につきましては、別途逐条解説を作成して中身をわかりやすく伝えられるような取り組みを行っていきたいと考えております。</p>
全体	<p>児童の権利に関する条約は国際条約になっている通り、世界、全国、市町村での各子どもの権利条約が4つの基本的な権利「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」に準じていればいいと思います。</p> <p>18才以上の方の権利が守られてこそ、18才未満の方が守られるし、今18才未満の人が18才以上になったとき、18才未満の方の権利を守ることができると思います。</p>	<p>ご指摘の内容につきましては、日本も批准している児童の権利に関する条約において、そこで認められる権利は4つの基本的な柱に大きく分類されており、本条例案においてもそれらを網羅したものと考えております。</p> <p>また、ご意見のとおり人が守られる権利を有することは大人も子どもも違いはありません。発達の途上にある子どもの権利を守ることが将来へつながっていくものと考え、取り組んでまいりたいと考えております。</p>

該当項目	意見の概要	町の考え方
<p>第3条（子どもの権利） 第1項第2号</p>	<p>人とのコミュニケーションがうまくとれない等で学校にいけない子どもにオンライン学習などを実施して学習の機会を確保できたら良いと思う。特別学級はあっても対人関係で登校できなくなっている子どもには不向き。また学校に登校できなくなった子どもは家に閉じこもるしかなくなるので、外へ出る機会、場所を設けてあげたい。</p>	<p>個別の事例につきましては今後の課題と認識しておりますが、本条例案該当号におきまして、「その能力に応じて健全な心身の成長と発達をする機会の確保を求める」ことも子どもの権利であるという考えのもと、対策を考えてまいります。</p>
<p>第3条（子どもの権利） 第1項第3号</p>	<p>学校における五十音順による座席の座り方について、合理的な一面はあるものの、「教育する」という提供者側の論理から発せられたものであり、授業を受ける生徒側からの視点が欠けているように思う。</p>	<p>個別の事例につきましては今後の課題と認識しておりますが、本条例案第4条第2項におきまして、「大人は、子どもと関わりを持つに当たり、子どもの利益にとって最も良いことを何よりも優先し、また、子ども自身の意志を尊重する責務を負う。」としておりますとおり、大人側からの視点のみに基づいたやり方ではなく、子どもの意志や意見を重んじるように取り組んでまいりたいと考えております。</p> <p>また、本条例案第4条第2項における「子どもの利益にとって最も良いこと」を他法令での表現等を鑑みて、変更案では「子どもの最善の利益」としております。</p>

該当項目	意見の概要	町の考え方
<p>第5条（町の施策） 第1項第1号</p>	<p>通学路について、見通し悪い場所、草が伸びて歩道からはみ出て歩くことを余儀なくされる場所、車がスピードを出してしまう道等、危険も多いと思います。安心して通学できているとは思えません。</p> <p>道路の速度制限やグリーンベルト、草刈り、ポールを設置したり、とれる対策はまだまだあるはずですが。</p> <p>子どもがもっと安心して安全に通学できるように整備してください。</p>	<p>個別の事例につきましては今後の課題と認識しておりますが、子どもの心身を守るため身の回りの危険から保護することは必要な取り組みであるとの考えのもと、対策を考えてまいります。</p>
<p>第5条（町の施策） 第1項第3号</p>	<p>いじめ・虐待・体罰その他子どもの心身と人格が侵害されることを予防すること、早急に侵害からの救済をするために必要な仕組みを制定し実施すること、共に難しい事だと思いますが、早急に実施していただくようお願いいたします。</p>	<p>ご指摘の内容につきましては、本条例案該当号における「現に権利を侵害され、又はそのおそれがある場合」とは予断を許さない状況である事も想定されうることから、既存の対応の強化を含めて取り組んでまいりたいと考えております。</p>